

議 長 日程第18「町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告」を議題とします。

本案については、町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 田代実君。

特別委員会委員長 このたび委員長を務めました5番議員 田代実と申します。よろしくお願います。

それでは、お手元に配付させていただきました「町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告書」に基づき説明をさせていただきますので、よろしくお願います。

この報告書につきましては15ページにわたるものです。重要な箇所について、ポイント説明とさせていただきます。1ページ目をお開きください。

1、調査に至った経緯について朗読させていただきます。なお、括弧書きの記載は省略をいたします。

本委員会の設置は、令和元年第3回定例会において町民文化センターE S C O事業が一般会計補正予算として追加提案されたことが発端となった。

この事業は、昭和56年に開館した町民文化センターのボイラーが老朽化したので、電気機器へ更新して光熱水費と二酸化炭素の削減を図る1億5,000万円余の施設改修工事である。7月11日に初めて事業概要や今後の方針などが示されたが、総事業費に関する説明は行われなかった。その後、8月20日に総事業費や財源内訳が示され、3日後の8月23日に追加議案として当該事業に係る一般会計補正予算が提案された。

これを受け、松田町議会では、議員11名による補正予算審査特別委員会を設置した。第3回定例会の会期中での審査では十分でなく、閉会中の継続審査となり、審査の結果、9月11日の委員会で賛成する者が過半数に達しなかったため、特別委員会において当該補正予算は否決された。特別委員会から議長への報告は行われたが、臨時会を開催することができず、本会議での議決には至らぬまま、9月30日の議員任期満了を迎えた。そのため、当該補正予算は審議未了で廃案となることから、9月30日に町長は当該補正予算の専決処分を行い、町民文化センターE S C O事業が執行できる措置をとった。

10月3日に、町議会選挙後の初議会となる臨時会を開催し、専決処分承認の採決では、賛成少数で不承認となった。同時に、議員から「町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議」が提出され、賛成多数で可決し、地方自治法第100条に基づく本委員会の設置が決定した。

2ページの2、特別委員会の設置につきまして、この内容につきましては、10月3日に提出された特別委員会の設置の動議です。説明は略させていただきます。

3ページの下段、3、検査の概要について説明させていただきます。(1)検査事項は次の3点です。①町民文化センターE S C O事業に関する事項。次のページをお願いいたします。4ページ上段です。②承認第4号専決処分に関する事項。③その他といたしましては、議会への報告が遅くなったことについて、その事実と遅滞した理由を中心に検査をしました。

その下です。(2)検査方法。本委員会は、まず、地方自治法第98条第1項に基づく事務検査権に重点を置いて執行機関に対する検査を進めることとし、権限や罰則がより厳格となる第100条第1項による調査権の行使は、執行機関以外の第三者に対象が広がることもあり、慎重に取り扱う方針とした。町民文化センターE S C O事業及び承認第4号専決処分に関する書類を会議室に搬入し、それらを2班編成により各委員が検査した。また、町長及び副町長以下関係職員の委員会出席を要求し、必要に応じて説明を求め質疑を行った。

(3)検査のための出席を求めた説明員並びに(4)委員会開催状況、書類の検査、資料の提出については、下記の(3)と(4)から5ページ、6ページ、7ページまでが書類の検査、資料の提出について記載されております。これについては、大きな流れですので、説明については略させていただきます。

8ページをお願いいたします。一番上段です。4、特別委員会における質疑応答・問題点と意見。この中の質疑応答につきましては、町から提出した関係図書をもとに、町長、副町長、参事、担当課長ほか関係職員に出席を求め、12月5日まで聞き取り調査を行い、重要な内容について、下記のとおりQ&A方式により取りまとめております。

次に、問題点と意見につきましては、12月5日までの聞き取り調査での問題

点と意見、さらに12月25日、私、委員長名で委員会報告書作成のための委員の意見についてということで、これまでの聞き取り調査で問題となったことについて、おのおのの意見を文書にして1月10日までに報告することとしました。この内容につきましては、かなり重要なので丁寧に説明させていただきます。そのときの文書を読み上げさせていただきます。

令和元年12月25日、松田町議会議長 飯田一様。町民文化センターE S C O事業調査特別委員会委員各位。特別委員会委員長 田代実。表題です。委員会報告書(案)作成のための委員意見について(依頼)。このことについて、本委員会では、令和元年12月4日開催の第6回委員会をもって、地方自治法第98条による事務検査をおおむね終了し、報告の作成に入ることに決定しました。つきましては、今後の委員会において素案を作成して審議をいただくこととしたいので、次のとおり、委員各位、オブザーバー参加の議長から意見を賜りたく、御依頼いたします。

記、委員会の調査項目別に報告書への記載を希望する内容、意見の記載を希望する内容。調査項目、1、プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定について。2、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金について。3、令和元年度松田町一般会計補正予算と承認第4号専決処分について。4、工事請負仮契約と設計委託契約について。5、その他。提出期限、令和2年1月10日(金曜日)。委員各位におかれましては、必ず提出をお願いいたします。このように記載したものを発送いたしました。

そして、この結果、1月10日までに提出された重要な意見を加えた内容について、1月16日の第7回特別委員会、3月5日の第8回特別委員会で慎重に審査を行いました。その内容については、8ページから14ページ上段まで、おのおのの調査項目ごとにQ&A、それと問題点と意見が掲載されています。これについては、今申し上げましたように、委員からも、全員から再確認の意味も含めて意見をいただいたものを、その中で重要なものをここに反映いたしました。これについては、個々については、また皆さん読んでいただきたいと思います。

それでは、14ページ、5のまとめについて説明をさせていただきます。これが結論ですので、朗読とさせていただきます。先ほど申し上げましたように、8ペ

ページから14ページまでの問題点と意見、その中で特に重要な内容について、このまとめのところでも簡潔に総括として掲載しています。では、朗読をさせていただきます。

5、まとめ。地方自治法第100条第1項により、町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行う特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と、自治体の行政を執行する上での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目は、町長の考え方と議会の考え方及び議決された結果が相入れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。町長は、重大な事業である町民文化センター改修事業について、執行者として起債を伴う大事業は、当然当初予算に計上し、他の事業とあわせて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度中途での補正予算で事業執行を図ろうとするのなら、議会に対し丁寧な説明、情報提供、そして早めの対応をすべきであったが、そうした説明や情報提供及び議会での審議時間もほとんどとられず、まして町議会議員の改選直前の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない。さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない結果となった。

2点目は、大規模事業の工事契約を行う手順について、町が民間事業者と契約し、工事等を請け負わせる際、競争入札という基本を遵守しなかったことである。町民文化センター改修事業という事業の性格から、また1億5,000万円余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では、競争の原理が働かず、また、想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回、町長がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのようなことを起こさないためには、今後、議会として契約行為の内容を常に確認し、不適切な項目を指摘していくという議会の姿勢を強くあらわしていかなければならない。

以上から、本特別委員会を全9回開催して得られた結論は、「①議会を尊重しない町長の判断は、結果、町民にとっての利益とはならない。②町民文化センターの改修は長年の課題であり、議会は改修事業の必要性和町の財源確保の努力は理解している。しかし、不適切な予算措置、契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれず、これは町民にとって不利益となる可能性を含んでいる」である。

最後に、今回の特別委員会の調査は100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書で完了とする。なお、ここに提起した問題点について町長には猛省を促したい。今後、松田町において、町と議会が適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていくことで、さらなる町民の福祉向上が図れることを、松田町議会として強く意識し、務めていかなければならない。

町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告は以上のとおりです。私の報告は終わります。

議 長 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会委員長の報告が終わりました。お諮りします。この報告は、全9回にわたる検査、調査並びに議員全員による報告書作成を行っており、議員の意思は反映されています。質疑・討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり。動議」の声あり)

4 番 平 野 討論を要求いたします。ここに書いてある適正な議会制民主主義のためにもぜひ討論を要求いたします。

議 長 動議で賛成者は。

7 番 南 雲 賛成いたします。

議 長 では、最初からお願いします。動議の提出をお願いします。

4 番 平 野 これは、議案を伴わない…。

議 長 すいません、マイクのスイッチを。

4 番 平 野 議案を伴わない動議となりますので、口頭で説明いたします。採決の前に討論を要求いたします。理由は、今述べたように、こちらの報告書の最後にも、2回も「議会制民主主義」という言葉が繰り返されております。私は、委員会の最終版の採決において賛成をいたしませんでした。少数意見留保は、残念な

がら手違いがありできませんでしたが、やはりここで少数意見をきちんと発表したいと思いますので、ぜひ討論をお認めください。

議 長 この特別委員会は、議員全員で十分な討論をした中で、平野議員の意見、考え方は、ほかの委員が十分承知しておることと思います。また、当然、全てではありませんが、平野議員の主張を反映した報告書になっています。ここで討論をしても、他の議員が周知している内容であると思いますけど、その辺についてはいかがですか。

4 番 平 野 私もそのようなことを最初にちらっと聞いておりましたので、こちらの「議員必携」など、いろいろと調べてみましたが、この議会においては、採決の前に討論を基本的にはしなくてははいけない。簡単な事項であってもしなくてははいけないというのがまずデフォルトでございます。「議員必携」をお持ちの方は119ページをあけていただきたいと思います。「簡易な議案で特に反対者がいないような場合でも討論は省略できないことになっている。それは、議会が言論の府であって討論を十分に尽くすべきであるから、討論そのものを省くということは適当でないからである」。また、必携144ページ、「採決の対象となる案件については討論できるとすることが原則であり、討論の発言の要求がある者を、これをさせないで採決するようなことはできない」と書いてあります。

議 長 それでは、平野議員の討論の要求ということで、暫時休憩といたします。  
休憩中にただいまの取り扱いについて議会運営委員会に諮問いたしますので、委員は大会議室に集まってください。終了次第再開いたします。（15時09分）

議 長 休憩を解いて再開いたします。（16時07分）  
議会運営委員会の答申を受け、議長としては、平野議員の動議による反対討論は受け付けられません。

日程第18「町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告」について採決します。町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。